

○委員長

ただいまから、第5回静岡県社会教育委員会を開催いたします。

本日は、二人の委員の方に実践発表をしていただきます。前回は、ふじのくに地球環境史ミュージアムに視察に行き、本日は社会教育施設に関連した発表になります。ですので、発表の後に、前回の視察と本日の発表を基に、社会教育施設における社会教育、審議題も含めた部分を加味して御協議いただきたいと思います。

それでは、本日の会の次第について確認をいたします。

最初に、事務局から第4回社会教育委員会の開催結果を報告します。次に、事務局から主な社会教育施設についての説明をしていただきます。その後、協議に入りまして、最初に図書館と青少年教育施設について事務局から、博物館と公民館の取組等について二人の委員から御発表をいただきます。先ほども申し上げましたが、これらのものを全部踏まえまして、最後に協議を深めていく予定です。皆様から様々な御意見をいただければと思います。

委員の皆様の御協力のもとに、本日も円滑に会を進めてまいりますので御協力のほど、よろしくお願いいたします。

次第に移ります。第4回社会教育委員会の開催結果と社会教育施設について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

第4回社会教育委員会では、ふじのくに地球環境史ミュージアムを会場に開催しました。副館長挨拶の後、学芸課長からミュージアムの事業説明及び質疑応答、その後、展示フロアやバックヤードを含め施設見学を行いました。質疑応答の一部内容は、資料2にまとめてあります。県庁を離れての開催で、御出席いただきました委員の皆様ありがとうございました。なお、事業説明でもありました移動ミュージアム等、県の様々な文化機関が行う学校向けのプログラムを、「ふじのくに文化教育プログラム」という冊子にまとめ、県内の各学校に配布し、活用を促進しております。

続いて、主な社会教育施設について説明します。社会教育法第3条の条文では、社会教育の奨励に必要な施設と定められています。そのほか、社会教育活動において利用される施設なども表現されます。具体的には、社教法第5条で、公民館や図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施

設と定められています。

続いて、「その他の社会教育施設」について説明します。文部科学省が実施する社会教育調査の手引きでは、施設の例が示されています。まず青少年教育施設は、少年自然の家や青年の家などです。次に女性教育施設は、女性教育会館や男女共同参画センターなどで、県では男女共同参画センターは「あざれあ」という名称で呼ばれています。スポーツ施設は、草薙総合運動場や県立水泳場などです。劇場・音楽堂等は文化会館、文化センターなどが該当し、県ではグランシップ、静岡市では静岡市民文化会館などのことです。生涯学習センターは住民の生涯学習の機会を提供している施設で、三島市や藤枝市、掛川市などが設置しています。

続いて、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設について、簡潔に説明します。まず、公民館です。公民館は、社会教育法で設置や目的等が定められています。その目的は、社教法第20条にあり、「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上等を図り、生活文化の振興に寄与することを目的とする（一部抜粋）」としています。そのほか、同法には運営方針などが定められています。市町村教育委員会が条例を定め設置しており、県内では17市町で計48館設置されています。

次に図書館です。図書館は図書館法にて設置や目的等が定められています。目的は、図書館法第2条で、「図書、記録、その他の必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供しその教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的（一部抜粋）」としています。そのほか、図書館の役割や職員に関する事などが定められています。県内では、県と全市町が公立図書館(室)を設置しています。

続いて、博物館です。こちらは博物館法で設置や目的等が定められています。目的は、博物館法第2条に、「資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的（一部抜粋）」と定められています。水族館や動物園も法律上では博物館になります。県内には、登録博物館(公立15、私立12)や博物館相当施設(公立7、私立10)が設置されています。

最後に、青少年教育施設です。一般的に青少年教育施設は、青少年のための団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で設置した社会教育施設をいいます。設置の背景や目的等から、少年自然の家、青年の家(宿泊型、非宿泊型)、児童文化センター等の名称で呼ばれています。県内には、国立1施設、県立4施設、7市町14施設があります。なお、本日説明した施設数は、こちらの静岡県が作成する社会教育関係基礎資料集から引用していま

す。この資料集は、県内の市町に調査依頼をし、数値で県内の社会教育の状況を把握したものになっております。またお時間あるときに御覧ください。

本日は、ここで説明した4種類の施設について、委員及び事務局から発表していただきます。

○委員長

今、社会教育施設について少し定義等を紹介していただきました。今日もその施設を発表していただきますし、それに関わっての協議をしていきたいと思っております。

補足をさせていただきます。社会教育施設を設置することについては、社会教育法的前提としては、教育基本法第12条（社会教育）第2項で、国及び地方公共団体は図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用等によって、社会教育の振興に努めなければならないと定められています。そして、それに基づいて社会教育法で、今紹介があったような定義があり、そして主な社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設が設置されているということになります。

公民館については、近年の行政の動向としては、行政の複合施設の中に公民館機能を入れ込む形がかなり増えてきています。そういう場合は17市町48館から除かれて、名称も公民館ではなく、藤枝市の場合は交流センター、静岡市は交流館、そのほかに行政センターと呼ばれる施設に入っており、今は複合化の動きがかなり活発になってきています。その場合は、管轄も教育委員会から離れるという場合があります。それぞれの市町の状況で、そういうことが行われていることを御了解ください。

図書館は簡単に言うと2次元の資料から、間接的にいろいろなものがわかる施設です。昔は図書だけでしたが、今は映像の資料もここで集めている場合が多いです。また、貸出等もしている場合が多いです。

博物館は実物の資料を収集、展示しておりますので、美術館や水族館、動物園は、博物館という名称がついてなくても、それらは全て博物館というカテゴリーに入るようになっています。

青少年教育施設は、国立の青年の家が昭和34年に御殿場に設置されたのが始まりです。その後、昭和50年に国立の少年自然の家が初めて設置され、自然の中で子供が集団生活を通じて健全な少年の育成ができるように始まりました。その後、県や市町の単位で設置されているものが多いです。

また、青年の家という言い方も、それだと少年は使えないのかとか、設置された当時は中卒で社会に出ていく人が多かったので、中卒以上の人をターゲットとした施設だったのですが、今は大学

生まれて多くの若者が学校に通っているのです、今は御殿場の施設もそうですが、青少年交流の家と名称を変えて、青少年の活動をバックアップするような施設に変わってきている状況があります。

このように、社会教育を振興するための施設が設置されていますので、これらを活用し、社会教育の振興を図っていくことは重要な部分かなと思いますので、今日はそういう観点で発表を聞いていただき、意見をその後、いろいろいただければと思います。よろしく願いいたします。

この後、協議に入るわけですが、いろいろな発表を聞いていきたいと思います。

まず、協議の前半は、四つの社会教育施設の取組について、お二人の委員と事務局から発表をお願いします。その発表を受けた後に、前回のふじのくに地球環境史ミュージアムの施設の視察も含めて、社会教育施設における社会教育の取組について、皆様から御意見を伺いたいと思います。

最初に、図書館の役割等について新図書館整備課から説明をお願いいたします。

○事務局

県立図書館の説明を新図書館整備課がさせていただきます。

最初に、現在の図書館について動画があるので、これを御覧になりながら、簡単に説明させていただきます。

昭和44年にこの建物ができて、54年経過しており、非常に老朽化が進んでいます。2階入口から建物に入って右側に児童書のコーナーがあり、入ってインフォメーションホールがあるのですが、こちらの左側に自習ができる学習コーナー、奥のスペースが飲食できる飲食コーナーという形で、工夫して運営をしております。

ここから図書館に入っていく、総合案内カウンターがあります。こちらを右に入りますと、利用者用のインターネット閲覧パソコン、マイクロフィルムリーダー、新聞コーナーがございます。こちらから左に行くと、一片が大体40メートル角ぐらいの閲覧室がございます。こちらは日本十進分類法に沿って、分類順に時計回りで本が並んでおります。現在は老朽化によって、床の強度が厳しいということで、閲覧室に10万冊程度。以前は20万冊程度、配架しておりました。残りの70～80万、合計90～100万冊ぐらいが書架にあります。今、書庫がいっぱいで、一部の本が旧埋蔵文化財センターに置かせてもらっています。こちらが、レファレンスカウンターになっています。

現在の図書館のパンフレットを開いていただくと、現図書館の三つの特徴が記載されています。左から、生涯学習の拠点としての図書館、資料情報センターとしての図書館、市町立図書館のための図書館となっております。

現在の図書館の状況を踏まえて、新図書館の目指すべき姿と新たな特徴を簡単に御説明したいと

思います。施設整備のコンセプトですが、目指すべき姿が四つあります。この目指すべき姿の①②③については、現在の図書館の三つの柱とほぼ同じ内容を言い換えております。

4番目の新しい柱「県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館」が、今回の新県立図書館の新たな新規機能であり、目玉であり、チャレンジするところです。この未来につながる新しいタイプの図書館について、少し整備計画段階でのイメージが資料に記載されております。また、御覧いただければと思います。

では、新図書館がこういった交流とか創造といった新しい機能を持つ制度的なバックボーンを簡単に説明させていただきます。

まず日本国憲法があり、教育基本法があり、社会教育法があり、図書館法、その下に図書館の設置及び運営上の望ましい基準がございます。図書館法には、教育と文化の発展、知る自由の保障、民主主義の学校、全ての人々が公平に利用できる無料の原則、こういった理念や特徴がございます。望ましい基準については、都道府県立図書館の役割として、通常の市町立図書館の役割に加えて、県内図書館への支援を通じた県内全域のサービスが言及されております。

具体的には、システムの構築や運営、研修、調査研究、資料保存、図書館資料についてです。システムについては、県内の図書館の横断検索ができたり、相互貸借ができたりというシステムを県が提供して、運営しております。研修については、県内全域の図書館サービスが高まるための県が研修を主催して、県内の図書館員に参加していただいております。調査研究では、先進的なサービスを県立が率先して行い、市町の図書館にそのフィードバックをしています。資料保存の観点で言えば、県立図書館は永年保存を原則としていて、必ず資料が永年的に残るように県立がそれを担保することをやっています。同時にデジタル化も推進して、資料の活用可能性だとか発見を容易にするような形で展開をしております。

図書館資料についても、市町の図書館に比べると専門書を多く構成、蔵書しまして、資料の集め方のすみ分けを行い、市町の図書館にないような本が県立から借りられるような、市町の図書館を介して県内の利用者の皆さんにお貸しできるような仕組みで行っております。

公共図書館の役割は様々な学びを支えること、典拠ある情報の提供です。地域のことなら何でもわかる、そういった情報拠点としての役割。誰もが無料で入れる公共の場、昨今よく言われるサードプレイスという言葉がありますが、図書館はうってつけの場、施設になっております。

そのほかの役割として、娯楽の役割もがございます。図書館法の第3条1項6号には読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、また開催を奨励することとございます。これについては、現在の場所にある図書館では少し弱いところがあったので、新図書館は駅前に出てきて、新

図書館で主に新しくチャレンジしていこうというところです。それを新図書館の主に1、2階の交流スペース（仮）で実施する予定です。

資料や情報の提供だけではなくて、それらを用いた様々な活動を、図書館行事だとか文化活動だとか集会活動などに関わることによって、資源を共有できたり、交流から学びが発展したりすると考えられます。社会の変化や地域の物事の知識を得て、スキルを習得することができたり、新しいことを共に学んで交流を深め、地域の文化を伝えることができたりといろいろな効果が考えられます。

また、利用者の方々、様々な立場で主体的な参画ができます。例えば単純にイベントに参加するだけではなくて、ボランティアとして運営に協力をするだとか、講座を企画実施するだとか、こういったところを新図書館の新たなチャレンジとして考えております。

最後に、新図書館の設計の進捗状況について説明をさせていただきます。県教育委員会では、JR東静岡駅南口に移転する新県立中央図書館の設計を進めております。充実した収蔵能力を持つ県立図書館ならではの調査研究や読書に没頭できる環境に加えて、新しいタイプの図書館として、利用者の誰もが様々な用途で自由に使える、にぎわいのある交流の場を設けます。県民の地のインフラとして図書館機能の一層の充実強化を図るとともに、県民が出会い、交わり、新しい文化を育む新時代の情報館となるよう着実に整備を進めていきます。

また、新図書館は駅前という立地に恵まれていることに加えて、JR東静岡駅のコンコースとメインエントランスを屋根がついているペDESTリアンデッキで直結し、公共交通機関を利用したアクセスが非常に容易になります。

内部のイメージですが、資料体という、新しい図書館の建築で、非常に特徴的な箇所があります。2階の部分から7階の部分まで吹き抜けで、館内の至るところから望むことができる資料体があって、そこに書庫があって、その書庫も公開書庫になっています。一般の利用者も入っていくことができる造りになっており、通常の閲覧室はその周辺にあります。この資料体の書庫をはじめ、約80万冊の資料を直接手に取ることができます。この直接手に取ることができる冊数については、日本の公共図書館の中で恐らく一番になります。

下層階は交流スペースです。新しいタイプの図書館機能を持たせて、テーマ別資料配架や多目的ホール、セミナールーム等を設置いたします。オープンコラボレーションスペースとして、いわゆるラーニングコモンズのような様々な用途で自由に使える空間を設けて、身近に本を感じながら様々な活動が展開するにぎわいのある場所となります。

また、中・上層階は従来からある県立図書館としての機能を拡充して、読書や調査研究に集中で

きる空間を用意します。さらに上層階には学習室やサイレントルーム、個室研究室など、読書や調査研究に没頭できる空間を確保することにより、県民の生涯学習や読書活動を支えます。

新図書館では、これらの二つの機能が共存する施設となりますが、資料体を見ながら二つの空間を回遊横断でき、情報や事象が中・上層階や資料体に誘導されるイメージが感じられるスパイラルアップの動線を2階から4階部分に設けることにより、それぞれ機能が分離されることなく、一体的な図書館となる設計とします。二つの機能を支える最大200万冊の収蔵能力を有し、一般的な図書や雑誌だけではなく、CDやDVD、電子書籍、さらには県史編さん資料に至るまで県立図書館ならではの豊富な研究書や本県に関する資料を収集し提供いたします。

また、一人で読書を楽しむことはもちろん、グループでの活動や交流ができるよう、1,000席近い様々なタイプの座席を用意することにより、例えばテラスで富士山を仰ぎ見ながら読書をするなど、その日の気分や目的に応じて席を選ぶことができます。テラスはひさしとして活用することで、日差しから資料を守るなど資料保存にも配慮した設計とします。

ソフト面でも、児童室を設置して、子供図書研究室と合わせて、全年齢に対応した児童へのサービスを提供します。また、ティーンズコーナーや健康医療情報コーナーなど対象別サービス、課題別サービスなど、県民の知りたい情報をまとめた各種コーナーの設置などにより現図書館の機能を継承・拡大した知のインフラとしての図書館サービスを充実・強化します。

交流スペースではカフェも備えた学び、交流、創造の場として資料、映像、実物など様々なメディアのレファレンスを充実しながら県民相互の交流を喚起することにより、多様な価値観を尊重しながら、コミュニケーションを介して新たな価値を生み出すことを目指す新時代にふさわしい図書館サービスを展開していきます。

1階、2階の部分が交流スペースとして、非常にオープンな吹き抜け空間になっております。そして上層階は中央の資料体、その周辺の落ち着いた閲覧室、多目的会議室だとか、最上階には貴重書展示コーナーがある建物になっております。1、2階は声を出してもいいようなスペース、静かに過ごしたい方には7階から9階のサイレントルームで、皆さんがそのときの状況に応じて、きつとお好みの場所が、席が見つかるような図書館になってくると思います。

スケジュールについては現在基本設計から実施設計に移り、R6年度9月、あと1年少しで設計が終わる予定です。その後、入札を行い工事に入り、9年度中に完成の予定で、その後、なるべく速やかに開館を行う予定です。

このような新県立図書館を今、進めております。完成までいましばらくお待ちいただいて、完成した折には、皆さんにもぜひお使いいただきたいと思いますと思っております。

○委員長

続いて、青少年教育施設について社会教育課からお願いします。

○社会教育課

県立青少年教育施設の概要をお話しさせていただきます。

県立青少年教育施設は4所あります。まず焼津青少年の家です。海洋活動、アウトリガーカヌーが盛んです。次に観音山少年自然の家です。施設周辺の恵まれた自然を生かした活動を行い、県西部の小学校での利用が多いです。三ヶ日青年の家です。海洋活動が盛んで写真のダブルハルカヌーは日本で唯一行っている活動です。朝霧野外活動センターです。キャンプ場やアイススケート場やプラネタリウムがあり、様々な活動を行うことができます。

このような県立の施設の特徴として、いずれの施設も200人程度の宿泊が可能です。また、かなり施設老朽化が進んでおりまして、特に観音山は築50年以上たっております。

学校での自然体験活動の位置づけについて、学習指導要領の上では、まず小学校では特別活動の集団宿泊的行事と規定されています。中学校、高校は、特別活動の旅行・集団宿泊的行事とされています。特別支援学校でもそれに準ずる扱いとなっております。県の施策の位置付けとしては「静岡県子ども・若者計画」などに規定があります。

次に、平成29年度から令和4年度の県立青少年教育施設の利用者数の推移ですが、令和2年、3年度は新型コロナウイルスの影響で激減し、令和4年度にはコロナ前の7割程度に戻ってきています。令和4年度の県立4所の利用者数の実績ですが、小中学校の利用で全体の6割となっています。平成29年度から令和4年度までの団体の種類で利用状況を施設ごとに見ていくと、まず朝霧野外活動センターです。利用者数が4所で一番多いです。次に、焼津青少年の家です。平成31年度に近隣の清水和田島少年自然の家が休所となった影響で、若干利用者数が増えました。次に、三ヶ日青年の家ですが、成人団体が多いのが特徴です。観音山少年自然の家は小学校が圧倒的に多いです。

アフターコロナにおける利用者動向を検討するため、コロナ前である平成29年度とコロナの蔓延期である令和4年度に利用した団体にアンケートを行いました。主な結果として、(3) コロナ前に利用した団体の8割がコロナ蔓延期でも同じ施設を利用していると回答しています。(4) 利用日数が減らなかったのは全体の6割。(5) 利用日数が減った団体のうち8割が2泊3日から1泊2日になったと回答しています。(6) 利用者日数が減った団体の6割が新型コロナウイルスの蔓延の影響が理由と回答しています。(9) 今後も県立施設を利用する、または予定があると9割が回答しています。(10) 施設を利用しやすくするためには事務の簡略化をしたほうがよいという回

答が一番多かったです。

県内の青少年教育施設は県立4所、国立1所、市町立8所あります。（注：市町立については、施設定義に様々な考え方があるため、ここでは県の解釈による）自然体験プログラムは、海洋活動がおおむね県立のみが提供しているのが特徴です。そのほかでも、県立施設は多彩なプログラムを提供しています。主催事業として、指導者養成や自然生活体験などを提供しています。県立施設はほかの組織と連携し、一過性でなく継続的なつながりを深めるような組織作りをしています。

これから動画を御覧いただきますが、観音山の夏の主催事業の様子で、小学生の自然体験活動と大学生中心の青少年野外活動スタッフ養成講座が一緒になっているのが特徴です。なお、県立施設は4所とも同様の主催事業を行っています。

（動画再生）

○委員長

ここまでが教育委員会の事務局からの発表になりました。

次に、委員の方の発表に入りたいと思います。本日はお二人の委員の発表となります。よろしくお願いたします。

最初に、掛川市の二つの美術館の館長をお務めになっている委員から、その取組や博物館の現状等について御発表をいただきます。

○委員

私が依頼された発表内容は、掛川市二の丸美術館、掛川市ステンドグラス美術館で実践している地域への教育普及等の取組について。それに追加として、ワーキンググループから提案された内容として、様々なことが変化している社会の中で、この先の時代にどういう方向を目指して、その取り組みを進めていくのか。その期待と不安は何なのか、発表の中で触れていただきたいということを合わせて、発表してほしいと受けました。

現在、二つの美術館は、掛川市文化財団が掛川市から指定管理を受けて、事業を展開しております。令和5年度事業計画書を見ていただくと大体様子がおわかりいただけると思います。

1美術館事業として、令和5年度に二の丸美術館は開館25周年を迎え、満25年になりました。指定管理を受け始めて今年が8年目で、その前の16年間は市の直営で美術館運営をしておりまして、文化振興課の所属になります。細密工芸品を主とする木下コレクションと近代日本画を収集した鈴木コレクションを活用した展覧会を始め、地元観光施設と連携した展覧会、著明な絵本作家による

原画展など6本の展覧会を開催します。

様々な作品に出会うことに感動を与え、様々なファン層の獲得に努めていくとともに、心の豊かさや潤いを求める場所として、二の丸美術館とステンドグラス美術館を管理運営しています。

また、掛川城周辺施設や掛川市内の観光施設との連携により、感性と創造性を高め、文化芸術の振興を図る拠点施設としての役割を果たしています。

最後に、文化芸術の振興を図るという面がありますけれど、これは文化財団が指定管理を受けて事業をしているということで、こういう文言でまとめてあります。

次に美術館事業内容です。(1) 二の丸美術館展覧会、(2) 関連講座等事業、こちらで実技の関係の講座と展覧会に関係した講座、それから出張展示といいますが、外部での展示。ごく普通の美術館活動的なことが講座等にもあります。(3) ステンドグラス美術館でも、基本的には展示は建物に付属しているわけで、展示替えはありませんが、いろいろ工夫をして、夜間開館とかライトアップとか、そのようなことで活動をしています。そのほか、事業は(4) 美術館無料開放、(5) ステンドグラス体験講座、(6) 施設管理運営と続いております。

次に2文化振興事業です。音楽、伝統芸能、演劇、学校巡回音楽活動支援事業など、様々な文化振興事業を展開し、子供から大人まで幅広い市民を対象に鑑賞機会を提供しています。

また、市民の文化活動を促進していくため、助成金の交付や公演実施におけるアドバイスなどを積極的に支援し、文化芸術を親しむ市民の育成と環境整備を進めています。

掛川市の文化を担う人材や団体を育成し、文化芸術に対する市民の理解度を高めていくとともに、主体となって企画・運営を行う態勢を目指して取り組みます。

ということで、市の文化財団で、掛川全体の文化振興事業を美術館運営と並行して実施していくことで、2の文化振興事業があります。事務局もかなりの部分が美術館の中に所属しておりますので、美術館の事業でもあり、財団の事業でもあるということで、ここまでが美術館の社会教育活動ではないかというところです。

次に、文化振興事業の内容で、(1) 公益目的、(2) 収益事業、(3) 文化系部活動地域展開事業があります。公益財団ですが、公益目的事業だけでなく、現在、収益事業、市からの事業費の受託だけでなく、自己財源をつくっていくような宿題も出てきておりますので、収益事業をここ1、2年、非常に積極的に展開をしていって、さかなクンが関係するイベントや物販を行って、収益を上げていくこともやってきております。また同じように新しい事業として、以前の委員会でも申し上げましたが、学校が終わった後の地域における部活動の役割で、文化財団が受け口ということで、少しずつ文化事業を展開することになってきております。例えば、将棋講座やパソコン講

座を開きますとか、この辺のところは文化財団の受ける仕事として大きくなってくるとは
ないかなと思っています。

最後に、3収益事業があります。財団経営改革方針に伴い、財団運営をより強固なものとしてい
くため、収益事業を幅広く展開し、財政基盤の強化に努めています。展覧会をはじめ、美術館周辺
で開催されるイベントにも積極的に参画していくとともに、美術館においても多種多様なイベント
を開催し、幅広い年齢層の顧客を獲得し、集客につなげていきます。

多分、このことは先ほどの新県立中央図書館の構想に入ってる所と大分共通するのではない
かなと思いますけれど、こういう役割が段々、今追加されてきているところです。

次に、二の丸美術館ですけど、入館者の表があります。これを見ていただきますと、25年で
どういふ変遷をしたかおわかりになると思います。開館したのは平成10年です。掛川城跡に、木造
のお城を復元したのが平成6年で、4年が過ぎお城周辺に歴史文化施設が欲しいということで美術
館ができて、平成10年から27年までは市の直営でした。大体こういう施設は、最初は大変入館者も
多くて、5万人、3万人で来ておまして、あと平成18年にNHKの大河ドラマ、山内一豊の大河
ドラマがありましたので、このときがまた11万2,000人という数字になったわけです。

節目の20年の後は大体3万人弱ぐらいの入館者で、大きな動きはなく推移してきたわけですが、
平成26年に入館者の合計が1万5,857人という数字になりました。これは市の直営の最後の年にな
るのですが、掛川城には、お城とか御殿、幾つかの文化施設があるのですが、その管理が民間に
移りました。開館当初はお城と美術館と共通券を販売し、お城に来た人の7、8割ぐらいは美術館
に来てくれるというような形で、直営で始まったわけです。その後、段々民間業者を入れることで、
平成26年に完全に民間業者がお城を運営するようになってから、共通券の販売数が減少していきま
した。

私が、28年からここの美術館の館長をしています。共通券による来館者数は、令和3年を見ると
470人。令和4年にはお城で切符を販売しなくなりました。これではとんでもないことになってし
まうということで、美術館のみの有料の入館者を増やさないことには入館者数が減ってしまうとい
うことで、二の丸のみの有料の入館者は、令和4年は9,964人です。これは、お城に来た人が見に
来るのと、多分、市民が美術館に来るようになったということで、現在3万人前後で推移してきて
おります。

レジュメに戻りまして、1博物館の活動と書きました。目的とか設置場所とか取り巻く現状によ
って、大きく変わらざるを得ないと。先ほど言いましたように、直営や指定管理の運営形態、周辺
施設との連携の変化等の状況とか、あるいはコロナで非常に観光客も減ってしまった、いろんな状

況が博物館活動に影響をするという事です。

2 現状は今申し上げたとおりで、その辺をまとめて考えてみようとしたところが3博物館（社会教育施設）を取り巻く現状としました。（1）は、行政が博物館施設をどのように考えているか。これが結構一つとしては大きい点。それで考えましたのは、市なり県なりの所管課、どこがその博物館、美術館を管理しているか。直営なのか指定管理なのか、あるいは文化財課なのか文化振興課なのかというのは結構大きなことかなと思いました。

静岡市の例を考えたのですが、個別でいろいろ調べたものですから、若干不備があると思います。静岡市の博物館施設で見ると、登呂博物館、芹沢銈介美術館、東海道広重美術館、静岡市美術館、静岡市歴史博物館があります。大きい施設としてはこれで、まだ類似施設もあるかもしれません。直営なのか指定管理なのか、自分でいろいろ調べて、まとめたので若干間違いがあるかもしれませんが、私が聞いている範囲内では、登呂博物館は直営だと思います。前は、文化財課は教育委員会でしたが、現在、静岡市は観光交流文化局に文化財課があり、そこで所管しています。芹沢銈介美術館の管理運営は、市ではなく静岡市文化振興財団に改めます。

次に、東海道広重美術館。観光交流文化局で、観光・M I C E推進課。M I C Eはmeeting、incentive travel、convention、eventまたはexhibitionを取ってM I C Eと言うようです。由比の東海道広重美術館は、由比の桜えびまつりのときに、5,000人ぐらい来るようです。サクラエビが不漁で桜えび祭りがないとどうなるかということ、外国船が清水へ寄って、それでまた息ついて5,000人ぐらい来る。そのとき、魚を捕る、不漁か好漁かで入館者数が大変な上下の変化をしているようです。

静岡市美術館は、静岡市文化財団で文化振興課。静岡市歴史博物館は歴史文化課で指定管理は静岡市文化振興財団です。

県も同じだと思いますけど、所管するところが何課なのか。それによって、指定管理を受けたところは観光交流を盛んにしようとか、あるいは文化振興を盛んにしようとか、若干その辺に触れるのではないかなと思うのです。静岡市歴史文化課の課長と話をしたときには、博物館施設の所管課は同じ観光交流文化局という同じ局にあるので、交流があるとおっしゃっていました。

掛川の場合は直営でやってきたわけですけど、平成28年度から指定管理を受けて、文化財団が請け負っている。ステンドグラスは平成27年度から指定管理を受けているわけです。

次に、私は掛川市の美術館にいて、いろんな市の会議に出てまして、文化振興計画とか、れき町保存振興計画がありまして、これの会議だとか茶エンナーレという文化イベントとか、あるいは現在文化財の保存活用計画という施策があります。というようなことで、文化と歴史遺産、文化振興、

その辺がいろいろ絡んで、文化振興全体が動いています。それと同じように並んで博物館、美術館も現在位置しているということです。

もう一つ全体をまとめますと、博物館は社会教育活動をする施設だとして30～40年前から始まったわけです。それが、文化振興ということで令和5年4月から博物館法が改正されて、博物館は社会教育法だけではなくて、文化芸術基本法も鑑みて活動をしていきなさいとなったようですけど、文化振興の拠点としての博物館として。

もう一つ、先ほど由比の東海道広重美術館で産業振興と申し上げましたけれど、地域の活性化とも関係してきている。同じように掛川市の美術館は、お城のそばにありますので観光資源としても関わっているし、先ほど来、掛川市の文化振興の事業を申し上げましたけれど、文化振興とも関係しているということで、社会教育活動、文化振興事業、地域の活性化、その辺の中で博物館・美術館は位置しているのではないかなと思います。

○委員長

次に、菊川市社会教育課長をお務めになっている委員から菊川市の公民館の取組等について御発表をいただきます。

○委員

私からは、公民館のパンフレットと、生涯学習講座やステップアップ講座の募集のパンフレットで説明させていただきます。

まず、公民館です。菊川市には中央公民館が一つ設置されています。パンフレットには小笠町中央公民館と書いてあります。菊川市は、平成17年1月に旧菊川町と旧小笠町が合併して、菊川市になりまして、公民館自体は平成13年8月に、旧小笠町に整備された施設となっています。合併して、菊川市中央公民館となっています。

公民館は市としてこの1か所だけですので、ここでの社会教育活動というか生涯学習活動の紹介をしていきたいと思います。社会教育課としては、このほかにも文化会館や埋蔵文化財センターといったものがありますが、今回は公民館活動ですので、そちらの主な事業を紹介したいと思います。

まず、この公民館のパンフレットの中を開いていただきますと、設置の目的ですけど、生涯学習と人づくりの拠点で、合併以前の旧小笠町の施設として整備されたものです。中央公民館の建設と同時に区画整理をやったところに建てたものですから、合わせて図書館と芝生の公園が併設された

ということになります。

合併以後も、公民館の周辺に、児童館が新設され、あとは旧小笠町役場に支所があったわけですが、そこも老朽化により、中央公民館へ増築しまして、市の支所機能もそこに加わって、市の南エリアの中心的な施設となっています。

また、教育委員会の事務所になりますので、中央公民館の中に教育長以下、教育文化部長、教育総務課、学校教育課、私どもの社会教育課、併設されている図書館の職員が常駐する施設となっています。

公民館の生涯学習と人づくりの拠点としての機能ですが、多目的ホールで、179席の可動席と昇降ステージを備えたホールがあります。こちら可動席になっていますので、全て壁面収納して、あとステージも昇降するようになっていきますので、全部ステージを下げてしまうと体育館のようなワンフロアとして使うこともできます。音響とか照明設備等もありますので、講演会、演奏会、ダンスなど様々な用途に使用されています。次に視聴覚室ですが、こちらにはスクリーンや大型テレビがありまして、映像教材を活用した研修会や学習会に対応した部屋となっています。続いて会議室になりますが、第一会議室、第二会議室とありますが、仕切りを外すと最大60名が利用できる部屋となります。その隣に和室がありまして、こちらも二部屋ありまして、水屋と庭園も整備された和室になりますが、こちらも仕切りを外すと最大60名が利用できる部屋となります。次に工芸室です。こちらは陶芸の焼き窯や作業台を備えておりまして、陶芸や木工教室等に利用されるような部屋となります。そのほか、展示室・展示ギャラリーがあります。こちらでは、市内から出土した土器ですとか、絵画などを常時展示している展示室のほかに、あとは多目的ホールのロビーの部分になりますが、その周辺りは展示ギャラリーとして利用できるようになっていきますので、文化協会で行っている絵画展や書き初め展などの作品を展示するという活用がされています。

これらの施設、設備を活用して、生涯学習講座などを実施しています。

もう一つの資料は今年度実施している生涯学習講座の募集のチラシです。ステップアップ講座で社会教育課が実施している講座の一つになります。中央公民館を主な拠点として実施しているものです。行政が行う生涯学習講座とかカルチャースクールという中で実施していますが、バラエティにとんだ内容を意識しまして、15講座程度を毎年開催しているところです。そのほか、いきいきカレッジ菊川がありますが、こちらはシニア層を対象にした講座になっています。このステップアップ講座の特徴として、講師も市民から募集していることが上げられます。指導者人材の育成という部分を含めて、講座を実施しています。指導者には講座の立ち上げを市がサポートしまして、受講生の定着や運営が安定すると、中央公民館サークルという形で、自主的な運営とすることで、指

導者の育成につなげています。

最後のページに中央公民館サークルの紹介が載っています。こちらは、先ほどステップアップ講座で実施していたものから、自主的なサークル活動へと移っていったものの内容の紹介になります。活動拠点は中央公民館を中心としてますけど、六郷地区センター、みなみやま会館、それぞれの小学校区に整備された地区センターやコミュニティセンター、そういったところも活動の場所として活用されています。

公民館の利用の状況について、コロナ前の令和元年度には、年間利用者数が3万人を超えるような利用の人数がいましたが、令和4年度は2万7,659人でした。減っていないように見えますが、このうちの7月から9月までは、先ほど紹介した中央公民館の多目的ホールでコロナワクチンの集団接種を行っていたものですから、その利用者数のおおよそ1万2,000人程度がワクチン接種に来ましたので、先ほどの2万7,659から1万2,000人程度を差し引くと、純粋な公民館の利用者数は1万5,000人程度になります。令和4年度であっても、まだコロナ前の半分ぐらいになっています。もともとコロナワクチン接種の大規模接種会場として市内の体育館等でやっていたのですが、やはり夏場は体育館で冷房がないものですから、冷房機能がある多目的ホールをコロナワクチンの接種会場にしたため、そういった状況になっています。

今年度になっても、利用者数の状況はまだまだ元には戻っていない状況です。当然、今年度になってからは人数制限とかがなくなりましたし、休止していた講座、先ほどのステップアップ講座もコロナ前と同じような状況で再開しているものですから、次第に戻ってくると考えていますけど、文化協会や先ほど紹介した中央公民館サークルの活動では、人数自体が減ってきてしまっている状況があります。

これは、コロナ以前から文化活動団体やサークルの高齢化が問題としてありました。そこへコロナ禍がきっかけで活動から遠のいてしまった人がまだまだ多くて、戻ってきていないのかなと感じています。こういった団体の高齢化は、文化活動団体に限らず、スポーツ協会に所属している会員とか、あと老人クラブ連合会とかもそうですが、大きな組織に属してる団体は、なかなか新しい人員が加入してこないことが原因としてあると考えています。

公民館の活動としてはこのような形になりますが、最初に委員長から、公民館という形から交流センターとか、そういった形の施設が増えているというコメントもありましたので、少しその話もさせていただきます。

社会教育課の事業からまた違った話になりますが、中央公民館が当初小笠町の施設として整備されたと説明させていただきましたが、合併以前の菊川町は公民館という施設はありませんでした。

文化施設としては文化会館等がありますが、このほかに特徴的な施設としては、小学校区ごとに地区センターとかコミュニティセンターといった、同じように多目的ホールや会議室、和室、調理室、事務室などを備えた施設が整備されていました。合併と同時に協働のまちづくりを推進していくことで、旧小笠町には公民館はあったのですが、そういったコミュニティセンターはなかったので、小学校区ごとにコミュニティセンターを整備していきました。建物だけではなくて、小学校区ごとにそこを運営するコミュニティ協議会を立ち上げて、地域活動の拠点としてコミュニティセンター、地区センターを活用して、活動していただいている状況になります。そちらの管理は、社会教育課ではなくて地域支援課が管轄しています。そういったことで、地域の中での自主的な青少年健全育成活動とか、例えば地区センターを使って通学合宿をやっているような地区があったり、文化的な活動とか趣味の集まりといったものがあったり、それぞれの小学校区に整備されている地区センターも活用されて、それぞれの地域で取り組まれていることになります。

地域ごとに、市から1%地域づくり交付金を創設しまして、各コミュニティ協議会や、そのほかに課題解決をしたいといったような団体がプレゼンをして、交付金を活用して、その地域の中で課題解決であるとか、やりたいことをその地域の中のイベントに生かすような活動も行われています。

例えばやりたいこと、できることを生かす形で、キャンプを趣味としてやっている方がキャンプ知識やサバイバル技術を活用したイベントをやりたいと。ただ、イベントだけでは遊びになってしまうので、災害時の避難生活を想定して、防災のイベントとして、それを地域の中で開催しているとか、そういったところにこの交付金を活用して活動している方もいます。また、地域課題を解決する部分では、高齢者の移動問題、免許返納後に移動の足がない。買い物に行きたくても、重たい物があるとちょっとつらいといったことに対して、例えば運転ボランティアの講習に参加していた方が、何とかできないかということで、地域の中にある福祉施設の送迎バスを、福祉施設に話をし、送迎時間に使わない時間帯だったら貸してあげてもいいよということで、そのバスを使って買い物バスの運行をすとか、そういった活動もされています。これは、社会教育とはまた別の話になりますが、地域の中で幅広い活動がされているといったことを紹介させていただきました。

全体のまとめとして、社会教育課の事業としては、公民館や文化会館を活用した事業を展開していますが、地域での自主的な文化活動やスポーツ活動ともクロスオーバーする部分が大きくなってきているなど感じています。そうなってきた場合に、どちらか一方で集約して、片方がなくなる形ではなくて、やはり自主的なグループに入れられない人とか、市が主催する講座なども受皿としては必要じゃないかなと考えています。

対象者も子供から大人、高齢者まで、子育てや若者支援、高齢者のフレイル予防と重なる部分が

大分ありますけど、いろいろな嗜好の人がいて、様々な形態の中から選択できる状況が、市のいろいろな講座とか参加できる地域の活動にあるところが、ウェルビーイングにつながるのではないかと考えています。

公民館という施設について、合併以降は、先ほど説明したように協働のまちづくりを推進してきたということもあります。市内全地区に地区センター、コミュニティセンターが整備されていったところで、市には公共施設管理計画がありまして、老朽したところはまた新たに建て替えとなっていますが、今後財政的には人口減少とかで厳しくなっていく中で、どういうふうにこれまでの施設を維持、管理していくか。先ほど紹介しました公民館施設でも、和室は少し利用頻度が低いといったことで、こういったところについては集約化の方向性も検討することとなっていますが、今のところは長寿命化の方向性になっています。公民館についても地区センター、コミュニティセンターの集約というか、そういったところも検討していかなければいけないような状況となっています。

○委員長

お二人の委員におかれましては、本当にお忙しい中を発表、ありがとうございました。

これから、協議の時間に入りたいと思います。前回のふじのくに地球環境史ミュージアムの視察も踏まえ、また冒頭の事務局からの説明も加えて、社会教育施設における社会教育の取組について、御意見を伺えればと思います。

御意見いただく時間は短いですが、質問も含めて、今日、御参加の皆様から一言ずつはいただきたいと思います。

○委員

県立中央図書館、新図書館の説明を大体聞きました。大規模な図書館になると思いますけど、運営する職員が何人ぐらい必要で、利用者を何人ぐらい見込んでいるか、その辺の規模を教えてください。

○事務局

現在、正規職員、業務委託、民間の活用で指定管理等を1、2階で一部導入しようとしておりまして、これから人事協議は進めてまいります。

正規の職員の数は現在の図書館と大きくは変わらないと考えております。正規の職員は司書として専門性を発揮できる業務に集中して、それ以外のバックヤードの業務や単純作業は業務委託に出

して、あと1、2階の交流スペースについての運営などは民間のノウハウを活用しようと考えています。

年間の来館者数は大体100万人ぐらい、少なくとも100万人と考えております。単純に来館する方だけが利用者ではないので、遠隔活用だとかオンライン、電子書籍の活用だとか、いろいろなパターンの利用者がいるという想定の中で、直接の来館者は年間100万人を達成できるだろうと考え、それに十分応じたキャパシティ、座席数は閲覧席で800席以上、それ以外のテラス席などを含めると1,000席以上、プラスして多目的ホールなどもあるような計画になっております。

○委員

経費的には幾らぐらいかかりそうですか。

○事務局

ランニングコストに関しても、光熱水費だとかを極力抑えるような設計にしております。初期費用については、180億で始まって県産材活用を含め192億で、昨今の情勢で物価の上昇に対応していかなければいけない、そういう状況にあります。

ランニングコストに関しては、やはり人件費の部分は非常に大きいです。資料費についてはそれほど上がらないですけど、そこは今後の協議の中で決まっていくこととなっております。

○委員長

では、副委員長。

○副委員長

発表の先生方、ありがとうございました。時間があれば後で伺いたいと思いますが、先に事務局からの内容について質問させていただきます。

まず、図書館について、業務におけるAIの導入の可能性など、何かお考えのことがあるかないか、あるとすれば何か、をお聞かせいただければと思います。

もう一つは青少年教育施設に関して、現状、指定管理が2か所ですが、今後どのような方向性で、増やすのか維持するのかどうなのか、お考えとか方針が定まっていれば、お聞かせいただければと思います。

○事務局

A Iは多くの部分で活用の可能性は検討しております。単純にA Iを活用した簡単なレファレンスだとか、蔵書検索だとか、物事の検索の自動化に対応することが考えられます。さらに、これから生成A Iや対話型A Iが普及してくると、その仕組み自体とか使い方自体を学んで、よく理解することによって使いこなし、その際、情報リテラシーは非常に大事になってくるので、そういったところを図書館職員はまず身につけないといけないと考えています。それを身につけた上で、利用者の方々にそれを伝えていくことをやっていかないといけないと思っています。

A Iが普及してきて、そういうものでの検索が当たり前になってきた場合、その出てきた回答に対するエビデンス、典拠のある資料が、図書館にある紙の資料、電子の資料で、回答内容について信頼性が高いのかどうかを図書館では確認することができる、そんなところで図書館も、A Iをこれからの時代活用していきたいと思っています。

○事務局

指定管理施設を増やすかどうかという御質問だったと思います。資料5の2の現状と課題の(6)今後のあり方検討で、青少年教育施設の4所につきましても、施設の存続をするかどうか、あと指定管理とかの運営方法についての見直しを行っていく予定で、今もそういった討論をしている最中です。これについては、早急には結論が出ないため、今年度は基本方針やそのあり方に関して、どういった方向で考えていくかのみを議論する予定となっております。結論は未定で、今後検討していくことになっております。

○委員長

そのほかいかがでしょうか。

○委員

県立中央図書館についてお聞きします。ハードのことはよくわかりました。ソフトというか展示資料について、新しい建物を造って、今の県立図書館にあるものを全部移すのはわかりましたが、新しい物を建てたのを機に、何か充実させる予定はありますか。開館のときに何億円分資料を充実させるとかという計画はありますか。

もう一つ、これだけ交通の便のいいところだから、県民だけではなくて、全国から静岡県立中央図書館に行けばこのことはわかるだろうと、富士山にしても、お茶にしてもよくわかりますけど、

いろいろなテーマについて、取りあえずわからないことがあれば静岡県立中央図書館に行ってみよう、あるいはネットで調べてみよう、そういう運営の工夫について話は進んでいるのでしょうか。

○事務局

これまでも図書館の基本構想、基本計画、管理運営計画、整備計画を作っておりまして、適宜更新をしております。現在のハードを造る上でも、募集をする段階でサービスの内容について事細かに決めております。

例えば、対象別サービスで、児童サービスで直接ブックスタートの段階からお母さんと一緒に来て、読書、絵本などを読み聞かせをするようなところから、幼稚園、小学校、それからティーンズサービス、探求につながって、大学コンソーシアムも入り、各年代に対応したサービスがこれまでになく充実いたします。現在の県立中央図書館に子供図書研究室がありますが、これは子供向けのサービスではなくて、大人の児童書を研究している方、購入や活用を検討している方向けの場所だったので、そこも移転しますが、子供向けの直接サービスが非常に充実します。そのほか健康医療サービスなども拡大しますし、行政支援サービスなども拡充いたします。

あと、1、2階の交流スペースにテーマ別配架コーナーができて、そこが1コーナー1,000冊ぐらいを10か所1万冊ございまして、そこについては、従来の県立図書館の選書基準とは少し変えたものを導入して、本当に気軽に、これまで図書館にあまり足を運ばなかったような方々にも、ふらっと来て、興味を持ってもらい、少し読めるような、漫画を含むようなものも置いて、その内容については随時更新していこうと考えています。あと、最上階に地域資料と今度は歴史文化情報センターが入ります。そのほか、貴重書の展示コーナーがあって、今までとははるかに規模の違う、現県立図書館が所蔵する葵文庫だとか久能文庫だとか、そういった貴重書の展示がなされることになっています。

○委員長

時間がないですが、今日、御参加のまだ発言のない委員の皆様から一言はいただきたいと思えます。

○委員

今日は四つの施設の、いろいろと説明をありがとうございました。それぞれの施設の現状だとか特徴をお聞きしまして、今までは社会教育施設といいますと、私の思いは、学ぶところが主流だっ

たのですが、これからは学ぶにプラスして交流の場を加味していかないといけないかなと思いました。そういう意味でいけば、社会教育施設を使って、一つ目には対話のできる環境づくりが必要なのかなと感じました。

二つ目は、図書館でもそうですけど、自分が調べようと思えば調べられるものがいっぱいそろっている。そんな中で自ら行動できるように、思考のいざないをするような、そんなところがこれからの社会教育施設には必要かなと思いました。

三つ目は、前回、ふじのくに地球環境史ミュージアムの見学をさせていただきました。テーマを持って、地球環境史の長い年月をいろいろと皆さんに見てもらっているという説明をお聞きしまして、そんな中から、100年先を見据えた人生計画というか、人生設計のようなところも、そんな施設を見学したことによって、できていくのかなと感じました。

○委員

県立関係の施設ですけれど、今後、ガバメントクラウドファンディングとかをやっていくような方向とかあるのでしょうか。

○事務局

まだそういった話はありません。

○委員

今日は、どうもありがとうございました。

お話を伺いながら、まず小学生がどの施設にも学校の授業で関わっているなというのが、一番の感想です。ですので、小学生と保護者をつなぐとか、小学生と地域をつなぐことで、何かできることがあるのではないかと思います。

もう一つは、働き方です。働く時間も場所も今は変わってきていると思います。そう考えたときに、開館時間も含めて利用できない方、または利用するのだけれども、もう少し遅くまでいたいという方もいらっしゃると思います。そのことも考えた開館時間、行けない方の利用の提供の仕方、インターネットを上手に使った広報の仕方などを、今後は考えていく必要があるのではないかなと思います。

○委員

今日、御説明いただきまして、ありがとうございました。

まずは、青少年教育施設について、青少年の教育に関しては、私もいろいろボランティアさせていただいている中で、体験することの重要性を大変感じている中で、県の施設として4施設の説明をいただきました。

先ほど御説明もありましたけれども、少子化や高齢化によって、今後、施設のあり方検討をこれからされる、行っている状況を先ほど確認をいたしました。老朽化もあり、維持費もあり、また稼働日数がなかなか難しい施設であると承知をしているところです。今後、あり方検討で運営の仕方等検討されるということですので、また、それは期待をしたいと思います。

次に、新しい県立中央図書館の整備について御説明をいただきました。県の図書館としての役割も大変期待をするところではあります。また県民の方が出会い、交わり、新しい文化を生む図書館で、新しいコンセプトも加えられたということでありました。そして、交流スペースが今度1階に設けられることで、駅に隣接するというので、最近の新しい図書館施設を見てみますと、やはり交流スペースを設けているところが多くて、またその活用の仕方が、これから検討される部分もあるかと思えます。

質問です。図書館は図書館としての入館できる時間を設けられると思いますが、この交流スペースについては、一般県民や学生の方等が利用できるように利用時間は別にするとか、そのような検討もされているのか、そこら辺をお聞かせいただけたらうれしいです。

○事務局

今度の新図書館は1機能1施設で、複合館ではなくて全て図書館です。交流スペースについても、そこで生み出された情報を図書館が整理保存して、またその情報を発信していく。情報を受け取った利用者が、またそれを使って学習活動、探求活動を行って、その循環を1、2階の交流スペースと上層階も全て一つの図書館として行っていく。自然発生的に循環して、学習が高まっていくような、利用者の方々の学習効果が高まっていく、活動が高まっていくような図書館を考えておりました。開館時間についても、基本的にはそろえたいと考えております。中も1、2階から9階まで、テラスまで全部本を持って好きなのところに行けるように計画しています。貸出処理をすれば出て行けますが、貸出処理をしなくても、館内どこでも図書館の中にある本を持って移動することができる。どこで読んでも構わない。そういう図書館になりますので、できれば開館時間、開館日を合わせたいと思っています。もちろん、当然ながら、今よりも開館時間は長く、特に遅い時間までやら

ないと活用効果あまり高まらないなど、利便性があまり高まらないなど思っているので、そこは検討しております。

○委員長

協議の時間が短くなって申し訳なかったですが、引き続き、今日得たたくさんの情報を基に、次回また協議を続けていきたいと思えます。

昔から学校がそのまちの核としてあり、今学校が少子化等でなくなっていくと、まちが衰退するから廃校にしないでくれという声を聞きます。学校がこれまではいろいろな人が集まる場所の核になっていたかなと思えます。ですが、今日いろいろな話を聞いてみて、社会教育施設が今後は、そういう知的な活動を中心とした人が集まるまちの核になっていく、そういうふうに関わりを持っていただけるようなものになっていくと、この存在価値ももっと上がるのかと個人的には考えておりました。今日はたくさんの情報を事務局、委員の二人、ありがとうございました。

今後も先ほど申し上げましたが、引き続き協議の中でまた考えていきたいと思えます。御意見は次回以降の委員会で、また質問は事務局を通して答えをいただけるように手配をしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

本日の協議はこれで終了いたします。

事務局から連絡事項をお願ひします。

○事務局

次回の第6回の委員会の御案内です。次回第6回は10月23日月曜日を予定しております。そのほか御不明な点等ございましたら、いつでも事務局まで御連絡ください。

○委員長

以上をもちまして、第5回静岡県社会教育委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。